

令和2年第5回臨時会

天栄村議会会議録

令和2年11月24日 開会

令和2年11月24日 閉会

天栄村議会

令和 2 年 第 5 回 天栄村 議会 臨時会 会議録 目次

第 1 号 (11月24日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
招集者挨拶	9
閉会の宣告	9

第 5 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第5回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年11月24日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集あいさつ
日程第 4 議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
日程第 5 議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
日程第 6 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君			

職務のため出席した者の職氏名

議 会 小 山 富 美 夫 書 記 星 千 尋
事 務 局 長
書 記 森 步

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和2年第5回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和2年第5回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和2年第5回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 小山 克彦 君

5番 廣瀬 和吉 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和2年第5回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日11月24日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からのご報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集挨拶

○議長（服部 晃君） 日程第3、村長議会招集挨拶。

村長より令和2年第5回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日、ここに令和2年第5回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、去る10月26日及び11月9日に行われた福島県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、職員等の給与改定を行いたく、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案を提案するものであります。

よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和2年11月24日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで、村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

1 ページをお願いいたします。

議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月24日提出、天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附則。

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度の特別職国家公務員の給与改定を踏まえ、議会議員の期末手当を年間0.05月分引下げとなるよう改定するものであります。

第1条は来月12月の期末手当に適用し、第2条は令和3年度から適用するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今説明あったんですけども、第1条は今回の12月のボーナスに減給しての引下げということで、67.5を62.5に減らすわけでしょう。第2条は、これは100分の162.5は、それを100分の165ということは、来年度は引上げするということですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

この給与改定につきましては、年間の支給率を0.05月分引下げとなるように改定するものでございまして、次年度分につきましては、これが均等になるように、2回分を均等になるように改定をするものでございます。

〔「分かりにくいな」の声あり〕

〔「暫時休議してくれないか、議長」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午前10時09分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時12分）

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第2号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月24日提出、天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附則。

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号と同様、令和2年度の特別職国家公務員の給与改定を踏まえ、村長等の期末手当を年間0.05月分引下げとなるよう改定するものであります。

第1条は来月12月の期末手当に適用し、第2条は令和3年度から適用するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月24日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の65」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

附則。

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号、議案第2号と同様、令和2年度の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の期末手当を年間0.05月分引下げとなるよう改定するものであり、第1条は来月12月の期末手当に適用し、第2条は令和3年度から適用するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者挨拶

○議長（服部 晃君） 日程第7、招集者挨拶。

ここで、招集者である村長から閉会に当たり挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和2年第5回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程議案3件につきまして、いずれも原案どおり議決をいただき、厚く御礼申し上げます。

来週には師走を迎え、何かと慌ただしい時期となりますが、議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 申し上げます。

令和2年11月24日招集の令和2年第5回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は、全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第5回天栄村議会臨時会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年1月22日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 小 山 克 彦

署 名 議 員 廣 瀬 和 吉

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月24日	原案可決
2号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月24日	原案可決
3号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月24日	原案可決